# ACSES ニュースレター\_ 1 9 8 9 号 (2020 年 12 月 1 日)

発行:NPO法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク (ACSES) 事務局

- 一目次(15 頁)—
- [1] 化学物質関係事故、事件関係
- ◇その他の事故、事件
- ・600 超の組織にサイバー攻撃 テレワーク機器の欠陥悪用〈Web 報道〉
- ◇事故・事件対策、措置、訴訟等
- ・消防法施行規則第三十一条の五第四項に規定する登録認定機関の認定を行おうとする消防用設備又はこれらの 部分である機械器具の変更に関する件(消防庁告示第16号)〈官報〉
- ・労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を定める件の一部を改正する件(厚生労働省告示第365、366号)〈官報〉
- ・労働者災害補償保険法第十六条の六第二項等の厚生労働大臣が定める率を定める件の一部を改正する件(厚生労働省告示第367、368号)〈官報〉
- □大災害、原発事故対策

#### [原子力施設全般]

- ・原子力規制委、原電立ち入りへ 敦賀原発の資料書き換え問題〈Web 報道〉
- [2] [特集] 新型コロナウイルス感染症

#### [状況]

- ◇省庁発表
- ◇マスコミ報道 見出し
- [対策・予防]
- ◇省庁発表
- ◇治療薬、検査薬等
- ◇大学等関係
- ◇マスコミ報道 見出し

### [3] 医薬品

- ◇生物学的製剤基準の一部を改正する件(厚生労働省告示第364号)〈官報〉
- ◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生 労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件(厚生労働省告示第373号)〈官報〉

#### [4] 肥料

- ◇肥料の登録の有効期間を更新した件(農林水産省告示第2320号)〈官報〉
- ◇輸入業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件(農林水産省告示第2321号)〈官報〉
- ◇肥料の登録が失効した件(農林水産省告示第2322号)〈官報〉
- ◇肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省関係省令の整理に関する省令(財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)〈官報〉
- [5] 廃棄物関係
- ◇海洋プラスチックごみ対策実施枠組に基づく、第2次G20海洋プラスチックごみ対策報告書の公表について< 環境省>
- [6] 環境安全関係
- ◇特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第四条第二項の規定に基づき製造数量の許可申請受付期間を定める件(経済産業省告示第 252 号)〈官報〉
- [7] 調査、公募、意見募集等

「統計資料 2件



唐糸草 (カライトソウ)

- [8] その他省庁発表
- ◇12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です ~職場のハラスメント対策シンポジウム開催~〈厚生労働省〉
- ◇その他 6件
- [9] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

[開催案内] 4件 [開催記録、報告、資料等] 3件

[10] その他

◇インフルエンザ、感染症関係:1件 ◇その他:1件

[付録]

◇コロナ禍のテレワークで若手社員だけストレス増加…"3 つの要因"と改善策を調査会社に聞いた〈Web 報道〉

# [1] <u>化学物質関係事故、事件関係</u>

#### ◇その他の事故、事件

・600 超の組織にサイバー攻撃 テレワーク機器の欠陥悪用

<共同通信 2020年12月1日>

https://news.yahoo.co.jp/articles/5c798d2d31cc66a3063ccf2bae1a7b4226ab5129

テレワークや遠隔操作に使われる情報機器の欠陥が悪用され、少なくとも 607 の国内企業や行政機関などがサイバー攻撃を受けていたことが 30 日、専門家への取材で分かった。警察庁や日本政府観光局、岐阜県庁、リクルート、札幌大などで被害が判明。多くが ID、パスワードなどの認証情報を盗まれていた。

この機器は外部からネットワーク内部に安全に接続するために利用され「VPN (仮想私設網)」と呼ばれる。新型コロナウイルス流行で利用が増えている。問題の VPN は米フォーティネット社製で、欠陥が放置されている機器は世界で約5万台あり、うち1割超の約5400台が日本関連だった。

#### ◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・<u>消防法施行規則第三十一条の五第四項に規定する登録認定機関の認定を行おうとする消防用設備又はこれらの</u>部分である機械器具の変更に関する件(消防庁告示第 16 号)

[官報] 令和2年12月1日 本紙 第384号 7頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201201/20201201h00384/20201201h003840007f.html

#### ○消防庁告示第 16 号

消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第三十一条の五第四項において準用する同令第一条の四第八項の規定に基づき、同令第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関として登録した一般財団法人日本消防設備安全センターから認定を行おうとする消防用設備等又はこれらの部分である機械器具の変更の届出があったので、同令第三十一条の五第四項において準用する同令第一条の四第二十二項第二号の規定に基づき、次のように公示する。

令和2年12月1日

消防庁長官 横田 真二

- 一 変更後の認定を行う消防用設備等又はこれらの部分である機械器具
  - イ 屋内消火栓及び連結送水管の放水口
  - ロ 合成樹脂製の管及び管継手
  - ハ ポンプを用いる加圧送水装置
  - ニ 加圧送水装置の制御盤
  - ホ 総合操作盤
  - へ 噴射ヘッド

- ト 不活性、ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備(以下「不活性、ガス消火設備等」という。) の音響警報装置
- チ 不活性、ガス消火設備等の容器弁及び安全装置並びに破壊板
- リ放出弁
- ヌ 不活性、ガス消火設備等の選択弁
- ル 不活性、ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備の制御盤
- ヲ 移動式の不活性、ガス消火設備等のホース、ノズル、ノズル開問弁及びホースリール
- ワ 定圧作動装置
- 力 火災通報装置
- ョ 避難はしご
- タ すべり台
- レ 避難ロープ
- ソ 救助袋
- ツ 開放型散水ヘッド
- ネ パッケージ型消火設備
- ナ 中輝度蓄光式誘導標識及び高輝度蓄光式誘導標識
- ラ 金属製管継手及びバルブ類
- ム 圧力水槽方式の加圧送水装置
- ウ パッケージ型自動消火設備
- ヰ スプリンクラー設備、連結散水設備及び連結送水管に使用される送水口
- 二 変更の日

令和二年十二月一日

・労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定 める率を定める件の一部を改正する件(厚生労働省告示第365、366号)

[官報] 令和2年11月30日 号外 第249号 26~28頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201130/20201130g00249/20201130g002490026f.html

・労働者災害補償保険法第十六条の六第二項等の厚生労働大臣が定める率を定める件の一部を改正する件(厚生 労働省告示第 367、368 号)

[官報] 令和2年11月30日 号外 第249号 28~29頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201130/20201130g00249/20201130g002490028f.html

### □大災害、原発事故対策

#### [原子力施設全般]

・原子力規制委、原電立ち入りへ 敦賀原発の資料書き換え問題

<共同通信 2020 年 11 月 30 日>

https://news.yahoo.co.jp/articles/cc8198c6259ebd41c738c99115eb29e2aa57b84c

#### [2] [特集] 新型コロナウイルス感染症

#### [状況]

#### ◇省庁発表

- ・国内の発生状況について更新しました。
- <厚生労働省 2020年11月30日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=KdBWlwDMPNu7xfC7Y
- 新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料(発生状況、国内の患者発生、海外の状況、その他)を更新 しました

- <厚生労働省 2020年11月30日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=\_waAQdYa6g1tEyFtY
- ・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について(令和2年11月30日版)
- <厚生労働省 2020年11月30日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=1Syqa\_wwwCdHOvpHY
- ・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について(空港検疫)
- <厚生労働省 2020年11月30日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=C\_J0tSLuHvmZ5CuZY

\_\_\_\_\_

# ◇マスコミ報道 見出し

- ・米国の新規感染、1日20万人超 過去最多、急増に危機感
- <共同通信 2020 年 11 月 29 日>

https://news.yahoo.co.jp/articles/d18020ce6f47a8fbf15d67ae11b312c67c010bac

- ・GoTo トラベル利用のバス旅行で10人がコロナ感染 福岡
- <毎日新聞 2020年11月30日> https://mainichi.jp/articles/20201130/k00/00m/040/279000c

\_\_\_\_\_

#### [対策・予防]

#### ◇省庁発表

- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) ページを更新しました
- <厚生労働省 2020年11月30日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=k2rqxytreT-ro\_YBY
- ・新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口(コールセンター)の多言語化について
- <厚生労働省 2020年11月30日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=q1LUFYJ0v1k5RIo5Y
- ・自治体・医療機関向けの情報一覧(事務連絡等)(新型コロナウイルス感染症)を更新しました
- <厚生労働省 2020年11月30日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=wTi-f-gk1DNTLR1TY
- ・「新型コロナウイルスに関する Q&A (一般の方向け)」を更新しました
- <厚生労働省 2020年11月30日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=k2rqxytreT-ro\_cBY

\_\_\_\_\_

#### ◇治療薬、検査薬等

- ・新型コロナワクチン「モデルナ」も米当局に緊急使用許可申請
- < NHK 2020 年 12 月 1 日 > https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201201/k10012739451000.html

\_\_\_\_

- ・新型コロナワクチン開発、日本の周回遅れは歴然 司令塔欠く政府、巨額投資に二の足踏む製薬会社…
- <京都新聞 2020年11月30日> https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/428826

\_\_\_\_\_

#### ◇大学等関係

「いきなり現場、務まるのか」 教員志望の学生に不安 新型コロナで教育実習中止相次ぐ

<毎日新聞 2020年11月29日>

https://news.yahoo.co.jp/articles/12bfe304ba007a5d23e051af84010f5b5dc4c134

教員志望の学生が小、中、高校などで受ける教育実習が中止になるケースが増えている。本来は教員免許の取得に必須だが、今年は新型コロナウイルス対策に追われて受け入れ態勢が整わない学校が多いためだ。文部科学省は8月、今年度に限り大学の座学の授業で代替できる特例措置を設けたが、新任でクラス担任を受け持つことも多く、学生らは現場経験がないまま教職に就くことに不安を抱く。

◇休校で授業の遅れ取り戻そうとする学校は受け入れにためらい

「こういう状況で仕方ないのかもしれないけれど」。福岡県の私立大の女子学生(22)は10月に県内の中学校で教育実習に臨む予定だったが、9月に中学校から受け入れ中止を伝えられた。「子供の未来を預かる仕事。いきなり現場に出て務まるのか」と心配する。

鹿児島県の大学の男子学生(22)も10月に母校の高校での実習が予定されていたが、8月末に中止になった。「大変だと思うが、準備して楽しみにしていたのでショックだった」。その後、別の受け入れ先が見つかったが一時は眠れないほどのストレスに襲われた。

教育実習は指導計画を立てて面倒を見る学校側にも負担がかかる上、今年は実習生の感染対策もしなければならない。春の受け入れを秋に延期した西南学院中(福岡市)は例年、実習生の部屋を一つにまとめているが、今年は密にならないよう複数の部屋を用意。検温や消毒を徹底し細心の注意を払った。

それに加えコロナで臨時休業が長引き、授業の遅れを取り戻そうと懸命な今年は受け入れをためらう学校が多い。受け入れは義務ではなく学校に協力してもらっている側面が強いため大学の方も強く求めることはできず、 九州の大学の担当者は学校側から「大学の授業は今もオンラインなのに、実習は受け入れると言うのか」と言われて返す言葉がなかったという。

◇「教員養成をしっかりしなければ教育界がだめになる」

福岡大(福岡市)では実習先10校が受け入れを中止。期間短縮を求められた学生もおり、大学の系列校などに頼んで何とか実習先を確保した。福岡教育大(福岡県宗像市)も6人の受け入れが中止になったため、中学校にボランティアの学習指導員として派遣するなど代替措置を取った。佐賀大(佐賀市)は文科省が特例を通知した8月以降、複数の学校から期間の大幅短縮を求められた。

今年の受け入れ中止を決めた熊本県立高の教頭は「感染リスクを払拭(ふっしょく)できず生徒や保護者の理解を得られるか分からなかった。文科省の通知を踏まえて特例措置をお願いした」と話す。

文科省の2016年度調査では小学校で95・9%、中学校で57・6%の新任教員がクラス担任を任されていた。学生らが教育実習を経ず教職に就くことに専門家からは批判の声が上がる。熊本大の山城千秋教授(教育学)は「教員は子供と一緒に過ごしてそれぞれの個性を理解する。そうした現場のことは実習でしか分からない。実習生がないがしろにされていないか」と危惧する。

教育評論家の尾木直樹・法政大名誉教授(臨床教育学)は「コロナで教育現場は大変だと思うが、教員養成を しっかりしなければ教育界がだめになる。感染対策をしながら年間を通じて少人数ずつ受け入れるなど、教育実 習のあり方を見直すべきだ」と警鐘を鳴らす。

◇約4割の大学に受け入れ中止求められた学生

全国私立大学教職課程協会(加盟 426 大学、会長=小原芳明・玉川大学長)が9~10月、加盟大学を対象にアンケート調査したところ、受け入れ中止を求められた学生がいる大学は回答した大学の約4割の141大学に上った。多くの学生が教育実習を受けられなくなっている実態が浮かび上がった。

アンケートには356 大学が回答。複数回答可で、受け入れ中止の他、受け入れ期間の1週間短縮を求められた学生がいる大学は259 大学、2週間短縮を求められた学生がいる大学は87 大学あった。学校側から伝えられた期間短縮の理由では266 大学が「感染拡大」、81 大学が「実習生が感染者の多い地域の大学に在籍している」を挙げた。

教育実習が中止・期間短縮になった場合の代替措置は206大学が「大学での実習指導」、86大学が「方針を検討中」とした。また、実習受け入れを認められた場合も122大学の学生が学校から「一定期間のアルバイト、サークル活動停止」を求められていた。

調査結果について協会専務理事の田子(たご)健(たけし)・東京薬科大教授(教育学)は「実習の中止や期間 短縮を求められた学生が予想以上に多い。教員養成は今までになく厳しい状況だ」と危機感を募らせる。

#### ◇教育実習

教員免許を受ける学生は必ず受けておかなければならず、大学が学校側に実習生受け入れを依頼する。一般的に幼稚園・小学校の教員志望者が4週間、中学が3週間、高校が2週間ほどかけて学級指導や教科指導のノウハウを学ぶ。どこで実習を受けるかは、学生自身が出身校などに申請して内諾を得るケースや、大学が系列校・協力校を学生に割り当てるケースがある。

# ◇マスコミ報道 見出し

- ・深刻、コロナ後遺症 倦怠感、呼吸困難…「仕事できない」 進まぬ周知 医師、診断できず
- <毎日新聞 2020年12月1日> https://mainichi.jp/articles/20201201/ddm/041/040/102000c
- ・[中国] 輸入冷凍食品からコロナ相次ぐ 「武漢起源説」否定の思惑も?―中国
- <時事ドットコム 2020年12月1日> https://www.jiji.com/jc/article?k=202011300062&g=int

#### [3] 医薬品等

# ◇生物学的製剤基準の一部を改正する件(厚生労働省告示第364号)

[官報] 令和2年11月30日 号外 第249号 25頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201130/20201130g00249/20201130g002490025f.html

#### ○厚生労働省告示第364号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第四十二条第一項の規定に基づき、生物学的製剤基準(平成十六年厚生労働省告示第百五十五号)の一部を次の表のように改正する。

令和2年11月30日

厚生労働大臣 田村 憲久 (傍線部分は改正部分)

改 正 前
医薬品各条
(略)
経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン
1・2 (略)
3 試験
3.1 培養細胞の試験
培養細胞のうち試験に必要な量を対照培養細胞と
し、これについて、次の試験を行う.
3.1.1 (略)
3.1.2 外来性ウイルス等否定試験
観察期間終了時に対照細胞の培養液上清を回収し
て試料とし,Vero細胞及びMRC ―5細胞に接種し,
培地を添加して <u>37℃</u> で 14 日間以上培養するとき, 細
胞変性を認めてはならない. また, 培養終了時にモ
ルモット赤血球を添加し,血球吸着の起こらないこ
とを確認する.
3.2~3.5 (略)

# ◇<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生</u> 労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件(厚生労働省告示第 373 号)

(略)

[官報] 令和2年11月30日 号外 第249号 32~33頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201130/20201130g00249/20201130g002490032f.html

#### ○厚生労働省告示第 373 号

(略)

4

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第四条第五項第三号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品(平成二十六年厚生労働省告示第二百五十五号)の一部を次の表のように改正する。

令和2年11月30日

厚生労働大臣 田村 憲久 (傍線部分は改正部分)

改 正 後	改正前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確
保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)	保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)
第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指	第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指

定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。

一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律第四条第五項第三号イスは 口に掲げる医薬品であって、次に掲げるもの、そ の水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有 する製剤

(1)~(3) (略)

(4) セイョウトチノキ種子エキス (下肢のむくみ) 改善薬に限る。)

(5)  $\sim$  (8) (略)

二 (略)

定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。

一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律第四条第五項第三号イスは 口に掲げる医薬品であって、次に掲げるもの、そ の水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有 する製剤

(1)~(3) (略)

(新設)

(4)  $\sim$  (7) (略)

二 (略)

#### [4] 肥料

◇肥料の登録の有効期間を更新した件(農林水産省告示第 2320 号)

「官報」 令和 2 年 11 月 30 日 号外 第 249 号 33~37 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201130/20201130g00249/20201130g002490033f.html 肥料の登録有効期間の更新 191 件が公示された。

\_\_\_\_\_

◇輸入業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件(農林水産省告示第2321号)

「官報」 令和 2 年 11 月 30 日 号外 第 249 号 37 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201130/20201130g00249/20201130g002490037f.html 肥料の輸入業者の住所及び肥料の名称の変更7件が公示された。

\_\_\_\_\_

◇肥料の登録が失効した件(農林水産省告示第2322号)

[官報] 令和2年11月30日 号外 第249号 37~38頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201130/20201130g00249/20201130g002490037f.html 肥料の登録失効7件が公示された。

\_\_\_\_\_

◇肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省関係省令の整理に関する省令(財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 1号)

[官報] 令和2年12月1日 号外 第250号 32頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201201/20201201g00250/20201201g002500032f.html

#### ○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号

肥料取締法の一部を改正する法律(令和元年法律第六十二号)の施行に伴い、肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和2年12月1日

財務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 田村 憲久

農林水産大臣 野上浩太郎

経済産業大臣 梶山 弘志 国土交通大臣 赤羽 一嘉

環境大臣 小泉進次郎

肥料取締法の一部を改正する法律の施行に伴う財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通 省・環境省関係省令の整理に関する省令

(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令及び食品循環

資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の一部改正)

- 第一条 次に掲げる省令の規定中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。
  - 一 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令(平成十三年 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号)第一条第十三号
  - 二 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令(平成十三年 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第四号)第七条第二項 (食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部改正)
- 第二条 食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令(平成十九年財務省、厚生労働省、農林水産省、 経済産業省、国土交通省、環境省、省令第三号)の一部を次のように改める。

別記様式の表 14 中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

#### 附則

この省令は、肥料取締法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年十二月一日)から施行する。

#### [5] 廃棄物関係

◇海洋プラスチックごみ対策実施枠組に基づく、第2次G20海洋プラスチックごみ対策報告書の公表について
<環境省 2020年11月30日> https://www.env.go.jp/press/108708.html

「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」に基づき報告された、国・機関等の海洋プラスチックごみ対策の情報を「第2次G20海洋プラスチックごみ対策報告書」として取りまとめました。第2次報告書では、第1次報告書でも報告された15か国に加え、新たに10か国と10の国際機関・NG0の優良事例や課題が共有されました。.

#### 1. 背景

2019年6月のG20大阪サミットにおいて、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで 削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。その実現に向け、同月の「G20 持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合」において、各国が対策について情報 共有を行い、相互学習によって効果的な対策を促すため、「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」が採択され ました。

2019年10月の「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組フォローアップ会合」の開催にあわせて取りまとめられた「G20海洋プラスチックごみ対策報告書」に引き続き、今般、本年9月に開催されたG20環境大臣会合にあわせて、今年のG20議長国であるサウジアラビアの環境・水資源・農業省のイニシアティブの下、日本国環境省が支援し、「第2次G20海洋プラスチックごみ対策報告書」(別添1:本文 (English)、別添2:概要(日本語))を取りまとめました。

#### 2. 主な内容

第2次報告書に情報提供を行った国と国際機関・NGOは以下のとおりです。

G20:日本、EU、アメリカ合衆国、イタリア、英国、オーストラリア、カナダ、韓国、サウジアラビア、ドイツ、トルコ、フランス (12か国).

G20以外:アゼルバイジャン、イラン、オランダ、シンガポール、スリランカ、スペイン、ソロモン諸島、チリ、 ノルウェー、フィリピン、フィンランド、ミャンマー、モルディブ(13か国).

※ 新たに情報提供を行った国:アゼルバイジャン、イラン、スリランカ、ソロモン諸島、チリ、トルコ、ノルウェー、フィリピン、ミャンマー、モルディブ(10か国).

国際機関・NGO:アジア開発銀行 (ADB)、エレン・マッカーサー財団、東アジア・アセアン経済研究センター (ERIA)、地球環境ファシリティ (GEF)、国際資源パネル (IRP)、オーシャン・コンサーバンシー、経済協力開発機構 (OECD)、国連環境計画アジア太平洋地域事務所 (UNEP-ROAP)、国連工業開発機関 (UNIDO)、世界銀行.

- ・プラスチック廃棄物の発生抑制について、17の取組と2つの定量的進捗状況が新たに報告.
- ・適正処理・ごみ回収について、17の取組と6つの定量的進捗状況が新たに報告.

詳細については、別添資料又はG20海洋プラスチックごみ対策実施枠組ポータルサイト (https://g20mpl.org/)を御参照ください。

#### [6] 環境安全関係

# ◇特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第四条第二項の規定に基づき製造数量の許可申請受付期間を定める件(経済産業省告示第 252 号)

「官報」 令和 2 年 11 月 30 日 本紙 第 383 号 7 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201130/20201130h00383/20201130h003830007f.html

#### ○経済産業省告示第 252 号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和六十三年法律第五十三号)第四条第二項の規定に基づき、令和三年一月一日から同年十二月三十一日までの規制年度におけるオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書FのグループI及びグループEに属する物質の製造数量に係る同項の経済産業大臣の告示する期間を次のように定める。

令和2年11月30日

経済産業大臣 梶山 弘志

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第四条第二項の経済産業大臣が定める期間は、令和二年十二月四日から同年十二月十一日とする。ただし、当該規制年度の状況等により、随時製造数量の許可を行うことが必要な場合にあっては、この限りではない。

# [7] 調查、公募、意見募集等

## [統計資料]

◇鉱工業生産・出荷・在庫指数速報(2020年10月分)

<経済産業省 2020 年 11 月 30 日>

https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/iip/result-1.html?pk\_campaign=mm\_statistics

\_\_\_\_\_

◇石油統計速報(2020年10月分)

<経済産業省 2020 年 11 月 30 日>

https://www.meti.go.jp/statistics/tvo/sekivuso/result.html?pk campaign=mm statistics

#### [8] その他省庁発表

#### ◇12 月は「<del>職場のハラスメント撲滅月間</del>」です ~職場のハラスメント対策シンポジウム開催~

<厚生労働省 2020年11月30日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=b5YQ0UaKep39gEv9Y 厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場環境をつくる気運を盛り上げるため、集中的な広報・啓発活動を実施します。

その一環として、「職場のハラスメント対策シンポジウム」をオンラインで開催します。有識者による基調講演 やハラスメント防止対策に取組んでいる企業の事例紹介などを行います。

職場のハラスメント対策シンポジウム

- 1 日時 令和2年12月9日(水)14時00分~16時00分(予定)
- 2 会場 オンライン配信
- 3 内容
  - (1) 基調講演 原 昌登氏 (成蹊大学法学部教授) 講演題目:「明るい/働きやすい職場を作るために」 ~ハラスメント対策のポイントと法改正の内容について~
  - (2) 企業事例紹介 第一三共株式会社
  - (3) ハラスメント対策高座 立川 志らべ氏 (落語家)
- 4 お申込み

以下の応募フォームにて、事前にお申込みください。参加は無料です。 https://evt-entry.com/no-harassment/

-----

◇厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件(厚生労働省告示第 369 号)

[官報] 令和2年11月30日 号外 第249号 30頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201130/20201130g00249/20201130g002490030f.html

◇特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件(厚生労働省告示第 365、370 号)

[官報] 令和2年11月30日 号外 第249号 30~31頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201130/20201130g00249/20201130g002490030f.html

◇療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件(厚生労 働省告示第 371 号)

[官報] 令和2年11月30日 号外 第249号 31~32頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201130/20201130g00249/20201130g002490031f.html

#### ○厚生労働省告示第 371 号

保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十五号)第二十条第二号ト及び高齢者の医療 の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和五十八年厚生省告示第十四 号)第二十条第三号トの規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲 示事項等(平成十八年厚生労働省告示第百七号)の一部を次の表の

ように改正し、令和二年十二月一日から適用する。

令和2年11月30日

厚生労働大臣 田村 憲久 (傍線部分は改正部分)

改正後

第一~第九 (略)

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十 条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与 することができる注射薬

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子 組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人 血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤、乾燥人 血液凝固第冒因子製剤、遺伝子組換之型血液凝固 第冒因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、遺 伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、活性化プロ トロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回 活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、 性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホル モン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コ ロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜潅 流用潅流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インタ ーフェロンアルファ製剤、インターフェロンベー ダ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、 グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド・1受容 休アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎 臓用透析液(在宅血液透析を行っている患者(以 下「在宅血液透析患者」という。)に対して使用す 第一~第九 (略)

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十 条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与 することができる注射薬

改正前

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子 組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人 血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤、乾燥人 血液凝固第冒因子製剤、遺伝子組換之型血液凝固 第冒因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、遺 伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、活性化プロ トロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回 活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、 性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホル モン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コ ロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜潅 流用潅流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インタ ーフェロンアルファ製剤、インターフェロンベー ダ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、 グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド・1受容 休アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎 臓用透析液(在宅血液透析を行っている患者(以 下「在宅血液透析患者」という。)に対して使用す

る場合に限る。)、血液凝固阻止剤(在宅血液透析 患者に対して使用する場合に限る。)、生理食塩水 (在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本 号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又 は希釈に用いる場合に限る。)、プロスタ、グラン ジンI。製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプ ト製剤、注射用水(本号に掲げる注射薬を投与する に当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限 る。)、ペグビソマント製剤、スマトリブタン製剤、 フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン 製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製 剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製 剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステル ナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、日遮断 剤、カルパゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、 トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセ チル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペ ラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グ リチルリチン酸モノアンモニウム·グリシン·L シ ステイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリ スロポエチン(在宅血液透析又は在宅腹膜濯流を 行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに 対して使用する場合に限る。)、ダルベポエチン(在 宅血液透析又は在宅腹膜潅流を行っている患者の うち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場 合に限る。)、テリパラチド製剤、アドレナリン製 剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸 塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマ ブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチ ン製剤、アパタセプト製剤、PH4 処理酸性人免疫グ ロブリン(皮下注射)製剤、電解質製剤、注射用抗 菌薬、エダラボン製剤(筋萎縮性側索硬化症患者に 対して使用する場合に限る。)、アスホターゼアル ファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、 セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダル マブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、 イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズ マブ製剤、イカチパント製剤、サリルマブ製剤、 デユピルマブ製剤及びヒドロモルフォン塩酸塩製 剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド - 1受容 体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸 エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトvon Wiileb - rand 因子製剤及びブロスマブ製剤

二 (略)

第十一~十五 (略)

る場合に限る。)、血液凝固阻止剤(在宅血液透析 患者に対して使用する場合に限る。)、生理食塩水 (在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本 号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又 は希釈に用いる場合に限る。)、プロスタ、グラン ジンI。製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプ ト製剤、注射用水(本号に掲げる注射薬を投与する に当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限 る。)、ペグビソマント製剤、スマトリブタン製剤、 フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン 製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製 剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製 剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステル ナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、日遮断 剤、カルパゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、 トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセ チル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペ ラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グ リチルリチン酸モノアンモニウム·グリシン·L シ ステイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリ スロポエチン(在宅血液透析又は在宅腹膜濯流を 行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに 対して使用する場合に限る。)、ダルベポエチン(在 宅血液透析又は在宅腹膜潅流を行っている患者の うち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場 合に限る。)、テリパラチド製剤、アドレナリン製 剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸 塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマ ブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチ ン製剤、アパタセプト製剤、PH4 処理酸性人免疫グ ロブリン(皮下注射)製剤、電解質製剤、注射用抗 菌薬、エダラボン製剤(筋萎縮性側索硬化症患者に 対して使用する場合に限る。)、アスホターゼアル ファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、 セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダル マブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、 イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズ マブ製剤、イカチパント製剤、サリルマブ製剤、 デユピルマブ製剤及びヒドロモルフォン塩酸塩製 剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド - 1受容 体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸 エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトvon Wiileb - rand 因子製剤

二 (略)

第十一~十五 (略)

#### ◇特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件(厚生労働省告示第 372 号)

[官報] 令和2年11月30日 号外 第249号 32頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201130/20201130g00249/20201130g002490032f.html

#### ○厚生労働省告示第 372 号

診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等(平成二十年厚生労働省告示第六十三号)の一部を次の表のように改正し、令和二年十二月一日から適用する。

令和2年11月30日

厚生労働大臣 田村 憲久

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリン	別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリン
ジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注	ジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注
射針加算に規定する注射薬	射針加算に規定する注射薬
(略)	(略)
遺伝子組換えヒトvon Willebrand 因子製剤	遺伝子組換えヒトvon Willebrand 因子製剤
<u>ブロスマブ製剤</u>	(新設)

\_\_\_\_\_

◇文部科学省 教育データ標準

<文部科学省 2020年11月30日> https://www.mext.go.jp/a\_menu/other/data\_00001.htm

\_\_\_\_\_

◇令和3年度開設予定の大学の学部等の設置届出について(令和2年9月分)

<文部科学省 2020年11月30日> http://mailmaga.mext.go.jp/c/afwPacvH55dYx3bI

# [9] <u>関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等</u>

#### [開催案内]

・産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会ガス安全小委員会(第22回)

12月8日

<経済産業省 2020年11月30日>

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/36165

- 1. 次期ガス安全高度化計画について
- 2. 規制改革実施計画のフォローアップについて
- 3. 新型コロナウイルス感染症対策について
- 4. その他
- ・<u>再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(第22回)再生可能エネルギー主力電源化制</u>度改革小委員会(第10回)合同会議 12月7日、オンライン

<経済産業省 2020年11月30日>

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/36207

- 1. FIP 制度の詳細設計
- 2. 電力ネットワークの次世代化 等
- \* FIP: Feed in Premium

FIT 制度: 買取期間中は予め決まっている固定価格で必ず電力会社が買い取る制度

FIP 制度:卸市場などで販売した価格にプレミアムを上乗せする方式

「ESD 推進ネットワーク全国フォーラム 2020: SDGs 実現に向けた人づくり」の開催について
 12月19日、オンライン

<環境省 2020年11月30日> https://www.env.go.jp/press/108700.html

・ 持続可能な開発のための教育 (ESD) 円卓会議 (令和2年度 (第1回)) の開催について 12月10日、オンライン開催

<文部科学省 2020年11月30日> https://www.mext.go.jp/unesco/001/2018/1408439\_00001.htm <環境省 2020年11月30日> https://www.env.go.jp/press/108724.html

- (1) ESD に関する最新の動向について (報告)
- (2) ESD 国内実施計画の改定について (討議)
- (3) その他

\_\_\_\_\_

# [開催記録、報告、資料等]

・ 令和2年度第3回化学物質のリスク評価検討会(有害性評価小検討会)議事録
 11月11日
 <厚生労働省 2020年11月30日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=Qbg-\_2ikVLPTrmbTY

(1) リスク評価対象物質の有害性評価について

(初期リスク評価)

ジエタノールアミン

りん酸トリ (オルトートリル)

2-クロロニトロベンゼン

(詳細リスク評価)

オルトーフェニレンジアミン

(2) その他

・医療用医薬品の安定確保策に関する関係者会議ワーキンググループ(第1回)議事概要
 11月2日
 <厚生労働省 2020年11月30日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=g3r8PapmlnERb0ARY

- 1 ワーキンググループの趣旨等について
- 2 これまでの経緯等について
- 3 整理のポイント (案) について
- 4 その他
- ・研究環境基盤部会 共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点に関する作業部会(第10期)(第
- 9回) 配付資料 11月25日~12月2日、書面審議

<文部科学省 2020年11月30日> http://mailmaga.mext.go.jp/c/afwPacvH55dYx3bG

- 1. ネットワーク型共同利用・共同研究拠点の在り方について
- 2. 国立大学における共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の第3 期中期目標期間における期末評価要項について
- 3. 国立大学における共同利用・共同研究拠点の令和4 年度からの新規認定に関する要項について
- 4. その他

#### [10] その他

#### ◇インフルエンザ、感染症関係

- ・宮崎 日向 養鶏場のニワトリ「H5型」の鳥インフルエンザと確認
- < NHK 2020 年 12 月 1 日 > https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201201/k10012739421000.html
- ・宮崎の鳥インフル、殺処分を開始 高病原性の疑いと判明
- <共同通信 2020年12月1日>

https://news.yahoo.co.jp/articles/6d9f695aa10a3d22e7f7f36d9701131de0305adc

#### \_\_\_\_\_

#### ◇その他

・45 大学が中国軍関連大と協定 一部で共同研究も、知財流出懸念

<共同通信 2020 年 11 月 29 日>

https://news.yahoo.co.jp/articles/a0a776cbb6a5e7a1446ba396cdba5d6e987457ca

中国人民解放軍と関係があり、軍事関連技術研究を行う同国の7大学と日本の国公私立大計45校が学術・学生 交流協定を結んでいることが28日、分かった。9校に共同研究の実績があった。民間研究を兵器開発に用いる「軍 民融合」を進める中国の知的財産窃取が問題視され、日本の研究現場からの流出が懸念される中、協定を見直す可能性があると答えた大学は16校。国際化を重視する大学が困難な対応を迫られている実態が明らかになった。7大学は北京航空航天大や西北工業大などで、防衛産業を統括する中国工業情報省の管轄下にあり「国防7子」と呼ばれ、人民解放軍の装備開発にも関わっている。

#### [付録]

#### ◇コロナ禍のテレワークで若手社員だけストレス増加…"3つの要因"と改善策を調査会社に聞いた

<FNNプライムオンライン 2020年11月29日>

https://news.yahoo.co.jp/articles/60025c84c92ce27744224c74ea458fa769682185

25歳以下の若手社員だけストレス増加

コロナ禍でテレワークの導入が広がる中、若手社員が他の世代と比べて、強くストレスを感じていることが、メンタルヘルスケアなどを手掛ける企業の調査で分かった。

調査を行ったのは、アドバンテッジリスクマネジメント。

「2020年5月~6月」と「2019年5月~6月」に47の企業・団体を対象に、ストレスチェックを実施。

2回のストレスチェックに関して、どちらも回答した9万6386名を分析。

ストレスチェックの内容から、回答者のストレス反応などの偏差値を算出し、一定基準に当てはまる回答者を"高ストレス者"とした。

また、ストレス関連因子として31項目を定め、「25歳以下」「 $26\sim30$ 歳」「 $31\sim40$ 歳」「 $41\sim50$ 歳」「51歳以上」という年齢層に区分けして、順位付けも行った。

その結果、「25歳以下」の"高ストレス者"の割合は、2019年は3.9%だったのが2020年は5%になり、1.1ポイント増加した。

これに対し、

「26~30歳」は前年比で0.4ポイントの減少(2019年:6.1%⇒2020年:5.7%)

「31~40歳」は0.7ポイントの減少(2019年:7.1%⇒2020年:6.4%)

「41~50歳」は0.7ポイントの減少(2019年:6.1%⇒2020年:5.4%)

「51歳以上」が0.6ポイントの減少(2019年:4.5%⇒2020年:3.9%)

と、軒並みストレスが減っている。

25歳以下の若手社員だけがなぜ、"高ストレス者"の割合が増加したのか?

また、25歳以下の若手社員のストレスを緩和するためにはどうすればよいのか?

アドバンテッジリスクマネジメントの担当者に聞いた。

ストレス増加には3つの要因が考えられる

――若手社員のストレスが増加。この要因としてはどのようなことが考えられる?

要因としては以下の3つが考えられます。

「成長イメージが描きづらく、キャリア形成への不安が強い」

「自分の役割や周囲からの期待値が良く分からない」

「ナナメ・ヨコの接点やサポートの希薄化」

――「成長イメージが描きづらくキャリア形成への不安が強い」。これはどういうこと?

コロナ禍においてはBCP対策 (=緊急事態においても事業を継続するための事前計画) を最優先することが余儀なくされ、人材育成までリソース (=予算・時間) を割けない企業が多かったと思われます。

事業活動の自粛、それによる業績への影響が大きかった企業においては、会社の将来に対して、一抹の不安を覚えた若手も多かったと考えられます。

若手にとってはロールモデルの存在(=先輩が活躍する姿を見て3年後・5年後自分もああなりたいと思うこと)は非常に重要ですが、リモートワークの環境下では物理的にロールモデルが見えなくなります。

この点はかなり大きな影響があったと思われます。

――「自分の役割や周囲からの期待値が良く分からない」。これはどういうこと?

通常、出社している時であれば、どの部署で、誰が、どんな仕事をしていて、それらがどう繋がり合って、どん

な成果に繋がっているのかなど、自然と見聞きすることが多く、会社や仕事の全体像について理解も深まってい くものです。

この点、リモートワークの環境下では、接点や情報が遮断されてしまうため、会社や仕事の全体像について理解 を深めていくことが極めて困難になります。

個別に切り出された業務の指示を受けるものの、それが一体、会社の中でどんな意味があり、自分はどれほどの 貢献に繋がっているのか、実感を持ちづらいのではないでしょうか。

----「ナナメ・ヨコの接点やサポートの希薄化」。これはどういうこと?

"上司とのタテのコミュニケーションライン"は、結果を見ても、さほど悪い状況ではなく、コロナ禍、リモートワークの環境下において、上司が意識的に若手層のフォローを強化していたとも推察できます。

一方で、通常、出社していた時のような、"ヨコ・ナナメとの偶発的な接点・コミュニケーション"、同僚と雑談をすることなどが含まれますが、これが限りなく少なくなり、人間関係の範囲が極めて限定的になっていると思われます。

気軽に相談できる相手や、雑談・グチを言い合える仲間がいないことで、心にゆとりを持てず、孤立感も高まりやすい状況にあると考えられます。

経験の少ない若手社員は、テレワークの環境では自身の成長イメージが描きづらく、会社の全体像もつかめない。 そして、同僚に気軽に相談できる環境ではないことなどからストレスが増加しているのではということだった。 続いて、こうした若手社員のストレス緩和策について聞いた。

若手社員のストレスを緩和するためには…

――25歳以下の若手社員のストレスを緩和するためにはどうすればよい?上司側が若手社員に対して配慮すべきことは、「目標」(=営業目標・生産目標など)だけに翻弄されることなく、「目的」(=なぜこの仕事をするのか?誰の何の役に立つのか?)について、改めて考えを深めることだと思います。メンバー同士の偶発的な接点やコミュニケーションをいかに担保するか。これも大事だと考えています。また、一人ひとりのセルフマネジメント能力の開発・向上も重要です。不確実な時代、かつ、テレワークで個業化していく中、会社や上司側からのケアにも限界があります。若手を含め、社員一人ひとりが強くなることが必要不可欠だと思います。コロナ禍のテレワークによって増加しているとみられる、若手社員のストレス。緩和するためには、上司側の努力だけでなく、若手社員自身が強くなることも求められるようだ。